

令和2年12月

横浜市内の障害児通所支援事業所 管理者 様

横浜市こども青少年局放課後児童育成課長

令和3年4月からの放課後キッズクラブ事業の見直しについて（通知）

日頃より、本市の放課後児童育成施策へのご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

現在、放課後キッズクラブ事業の見直しを行っており、**令和3年度から、利用区分・利用日・利用時間等を変更します**ので、お知らせいたします。

児童の受け渡し場所がキッズクラブとなる場合、キッズクラブの運営や児童の安全性に支障が生じている現場が発生しています。

事業者の皆様におかれましては、各小学校のルールを再度ご確認くださいと共に、キッズクラブから対応の改善要請やルール作りの相談があった場合には、真摯にご対応いただきますよう、よろしくお願いいたします。

◆令和3年度からの変更内容

《見直しの全体像》（下線が令和3年度から変更となる部分です）

利用区分	わくわく区分 【区分1】	すくすく区分【区分2】	
		《新区分》 ゆうやけ【A】	ほしぞら【B】
利用目的	遊びの場	遊びの場+生活の場	
登録条件	当該校に通学している児童及び 当該校区に居住している児童	留守家庭児童等であること	
平日の 利用時間	放課後～ <u>原則午後4時まで</u> (コロナや猛暑等の状況下では利用休止)	放課後～ <u>午後5時まで</u>	放課後～午後7時まで
土曜・長期休 業の利用時間	①土曜日:原則実施なし ②長期休業日:2時間程度	午前8時 30 分～ <u>午後5時 まで</u>	午前8時 30 分～午後7時 まで
利用料	無料	<u>月額 2,000 円+おやつ代</u>	月額 5,000 円+おやつ代
スポット利用	800 円+おやつ代	<u>400 円</u>	-
保険加入	800 円以内(クラブにより異なります)		

担当：こども青少年局放課後児童育成課
電話：671-4068